

「v s 東京『とくしま回帰』総合戦略」の推進に係る連携協定書

徳島県（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、「v s 東京『とくしま回帰』総合戦略」（以下「総合戦略」という。）の推進に係る連携について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲と乙が総合戦略の推進に当たり、「とくしま回帰の促進」や「雇用の創出」など、様々な分野で連携・協力関係を強化するとともに、地域の活性化に向けた取組みを協働で行うことにより、地方創生の実現に資することを目的とする。

（連携項目）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するために、次の各号について、情報を共有し連携して、業務に支障のない範囲で取り組むものとする。

<ひ とー「新しい人の流れづくり」>

- (1) 移住・定住の促進に関する事。
- (2) 消費者行政の推進に関する事。
- (3) 県政情報の発信に関する事。

<しごとー「地域における仕事づくり」>

- (4) 地域産業の振興・企業支援に関する事。
- (5) 健康経営の推進に関する事。
- (6) 農林水産業の振興に関する事。
- (7) 県産品振興・観光振興に関する事。
- (8) 芸術・文化・スポーツの振興に関する事。

<子育てー「結婚・出産・子育ての環境づくり」>

- (9) 少子化対策・子育て支援に関する事。
- (10) 働き方改革の推進に関する事。

<ま ちー「活力ある暮らしやすい地域づくり」>

- (11) 女性の活躍推進に関する事。
- (12) 高齢者及び障がい者への支援に関する事。
- (13) 地域の安全・安心に関する事。
- (14) 地域防災体制の向上に関する事。
- (15) 交通事故防止に関する事。
- (16) 環境に配慮した取組支援に関する事。
- (17) その他、本協定の目的を達成するために必要な事項

（免責）

第3条 乙は、第2条の規定による協力をした場合及び協力をしなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（機密保持）

第4条 甲及び乙は、既に公知となっている情報を除き、本協定書に基づく業務上知り得た一切の機密情報を本協定書に基づく業務遂行のためのみ利用するものとする。

2 甲及び乙は、相手方の同意を得ることなく、この協定の期間中はもとより、協定終了後においても、機密情報を第三者に開示、提供、漏洩等を行ってはならない。

（連絡会議）

第5条 第2条に掲げる事項の円滑な推進と進行管理を図るため、連絡会議を設置する。

（有効期間）

第6条 この有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに、甲、乙、いずれかから、何らかの申し入れがない場合は、更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

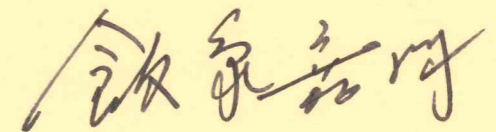
（その他）

第7条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に関し疑義が生じた事項については、甲及び乙が誠意を持って協議の上、処理するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙署名の上、各自その1通を保管する。

平成30年7月10日

甲 徳島県徳島市万代町一丁目1番地
徳島県
徳島県知事



乙 東京都千代田区霞が関一丁目3番2号
日本郵便株式会社
取締役会長

